

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

65

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育・文化

提案事項(事項名)

高等学校等就学支援金に係る支給期間の要件緩和

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、やむを得ない理由等により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。

【支障事例】

年度の途中から、長期療養などやむを得ない事由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学前の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。

平成28年度末で、平成26年度の制度開始から36月経過しており、平成29年度に入り上記理由により留年した者の重ねて修学することとなる月数が、就学支援金制度の対象から外れる者が生じており、本県では少なくとも2名が該当する。

【制度改正の必要性】

長期療養等のやむを得ない理由により対象者が留年する場合も考えられるが、支給期間は最大で36月(定時制等の場合は48月)とされており、その事情を斟酌する制度となっていないことから、修業年限の制限について早急に緩和する必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度改正により、平成26年度に入学したもののうち、長期療養等のやむを得ない理由による休学により留年する者とその他の者との間の教育の機会の均等に資する。

根拠法令等

- ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号
- ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条
- ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、川崎市、静岡県、滋賀県、大阪府、奈良県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、長崎県、熊本市、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

〇いじめを原因として不登校となった生徒が1名対象外となっている事例がある。

本制度は、学ぶ意志のある高校生が安心して教育を受けられるよう家庭の教育費負担を軽減する制度であることから、支給期間を延長できるよう制度の拡充は必要である。

〇本県においても、支給上限月数を超えて在学する生徒が生じており、超過部分に対する支援金は支給されていない。

病気等による長期療養などやむを得ず在学月数が支給上限月数を超える場合もあるため、柔軟に対応できる制度へ改正する必要がある。

〇費用面や家庭事情、個人的事情により留年を余儀なくされる生徒もおり、就学の機会を失うことは教育上好ましくないため、支給期間を僅かでも延長することが望ましいと考える。

〇年度の途中から、長期療養などやむを得ない事由により休学、留年した者については重ねて修学することとなる月数が、就学支援金制度の対象から外れる者が生じる可能性がある。現在、本県で該当する可能性がある者は2名いるが、制度開始から時間が経つにつれてそういった生徒が出てくる可能性も増えることから、修業年限の制限の緩和を行う必要がある。また、学び直し支援金も退学していない生徒は対象とならないことから、上記のような生徒は早急に修業年限の制限の緩和を行うことで教育機会の均等を図る必要がある。

〇長期療養などやむを得ない事由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学前の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。

また、単位当たりの授業料を設定している単位制の学校においては、長期療養などやむを得ない事由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学前の期間に相当する月数だけでなく単位数についても、就学支援金制度の対象から外れることとなる。

個々の事情を斟酌したうえで、支給期間を延長することや、支給限度単位数を引き上げることができるよう、要件を緩和する必要がある。

〇当県においても、平成26年度入学生で、病気により5ヶ月間休学した後、平成29年4月に原級留置で復学した生徒について、支援金の受給期間が36ヶ月に達する平成29年8月で終了する予定である。そのため、その後の7ヶ月分について支援金の対象外となる事例が発生している。また、同様の事例が他にも2名いることが確認されている。

今後も同様の事例が発生することが見込まれるため、支給期間の要件について早急に緩和する必要がある。

〇やむを得ない理由等により留年したため、対象の生徒が就学支援金の支給期間を超過し、生徒に授業料の負担を求めるケースは今後起こりうることである。他の生徒との授業料負担の均衡を図るために、個々の事情を考慮し、支給期間を延長することができるよう、要件を緩和することが必要である。

〇本県の全日制の課程において、病気療養等やむを得ない事由により在学期間が36ヶ月を超過した生徒は、平成29年6月現在で2名いる。

〇高等学校等就学支援金制度については、修業年限超過部分や単位超過部分等を対象外とせず、所得制限基準未達は全て就学支援金の支給対象となるよう全国統一の制度とするとともに、所得制限導入に伴い発生する人的経費や事務費等は地方に財政負担を生じさせることがないように、国が確実に全額措置すること。

また、衆参両議院の附帯決議を踏まえ今後制度の検証を行う際には、都道府県教育委員会等の意見を十分に聴取し制度の改善を図ること。

〇本県においても修業年限超過により授業料免除した事例が平成28年度で32件あり、支給期間の制限により就学支援金制度の対象者から外れる者が生じている。提案理由にあるように留年する生徒は、病気や経済的な理由などやむを得ない事由の者も多くいる。高等学校を卒業することの重要性を勘案した場合、学ぶ意欲のある生徒が安心して勉学に打ち込める環境を整備していくことは、国も県も共に支援すべきと考えることから、修業年限の制限について見直す必要がある。

〇本県では高等学校等就学支援金制度の支給期間36月(定時制48月)を超えた生徒に授業料減免を行っているが、「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に資する」という法の趣旨も踏まえ、期間や単位数に係る支給対象の上限を撤廃し、(それに係る費用も)国の負担とすることが必要と考える。